

はしがき (抄)

相続法を改正する「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」と「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が平成30年7月に成立しました。配偶者の法定相続分の引上げなどを行った昭和55年の改正以来、実に約40年ぶりの大きな改正です。

超高齢社会である現在のわが国の社会情勢を反映して、配偶者の居住権を保護するための「配偶者居住権」という新しい権利が創設されたことは特筆すべきものです。また、相続人以外の者が被相続人の療養看護などに努めた場合などにおいて、こうした貢献を考慮すべく、特別の寄与の制度が新たに設けられました。遺留分に関しては、これまで遺留分を侵害した場合に発生した遺留分減殺請求権が今回の改正で金銭債権化されて名称も遺留分侵害額請求権と改められ、遺留分や遺留分侵害額の算定方法も合理的に整備されました。

遺言制度においても、利便性が高められました。財産目録が自書を要しないものに改められただけでなく、法務局が自筆証書遺言を保管する制度が新たに導入され、この自筆証書遺言については、家庭裁判所における検認手続が不要となりました。また、遺言執行者の権限が明確化されたことも重要です。さらに、遺産である預貯金債権については、各共同相続人に遺産分割前の払戻しを認める制度が創設されましたので、金融実務に対しても多大な影響を及ぼすことが予想されます。

今回の改正の内容は多岐にわたります。本書は、こうした相続法の改正のポイントとなる点を解説し、法律実務家が実務において留意すべき点をまとめたものです。本書は日常の実務におけるハンドブックとして活用されることが企図されたものです。本書が実務の参考に供され、改正相続法の理解の一助となれば、望外の幸せです。

2019年(令和元年)8月

弁護士 富永 忠祐

目次 (抄)

I 配偶者居住権

- 第1章 配偶者居住権
- 第2章 配偶者短期居住権

II 遺産分割

- 第1章 預貯金の仮払い制度等の創設・要件の明確化
- 第2章 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲
- 第3章 一部分割
- 第4章 配偶者の持戻し免除

III 遺言

- 第1章 自筆証書遺言における財産目録の方式の緩和
- 第2章 公的機関(法務局)における自筆証書遺言の保管制度の創設
- 第3章 遺言執行者の行為の効果
- 第4章 遺言執行者の通知義務
- 第5章 遺言執行者の権限
- 第6章 遺言執行者の復任権

IV 遺留分

- 第1章 遺留分の算定方法
- 第2章 遺留分侵害額請求権

V 相続の効力

- 第1章 相続の効力等に関する見直し——権利の承継
- 第2章 相続の効力等に関する見直し——義務の承継

VI 特別寄与

相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

◆ 資料

- ・改正相続法新旧対照表
- ・法務局における遺言書の保管等に関する法律

◆ 事項索引

(286-6) 改正相続法ハンドブック

定価2,200円(本体2,000円+税10%) ※税込価格から1割引、送料サービス

部

上記のとおり申し込みます。代金は現品受領後、支払います。令和 年 月 日

所在地 〒

官庁・法人名

氏名

印

T E L

(出版社への申し込み)

FAX 058 (215) 6377

書店印

申込書

*申込書に記載されました個人情報につきましては、書籍の送本、ご請求及びダイレクトメール等の弊社の営業活動に限って使用させていただきます。